「第７期相模原市障害福祉計画」「第３期相模原市障害児福祉計画」では、国の基本指針に基づき、

**【障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等】**

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（７つの成果目標）、必要な

量の見込及びその確保策等を設定します。

**≪令和８年度の成果目標≫**

**（成果目標１）福祉施設の入所者の地域生活への移行**

１　地域移行する人数 ⇒ 21人　　　２　施設入所者数 ⇒ 330人

**（成果目標２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

１　保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ⇒ ２回/年

２　保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数 ⇒ 60人/年

３　保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ⇒ １回/年

４　心のサポーター養成研修の開催回数 ⇒ ２回/年

**（成果目標３）地域生活支援の充実**

１　地域生活支援拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築

２　地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討

の実施回数 ⇒ １回以上/年

**（成果目標４）福祉施設から一般就労への移行等**

１　一般就労移行者数 ⇒ 164人

２　就労定着支援事業利用者数 ⇒ 218人

３　就労定着支援事業所のうち就労定着率が７割以上の事業所の割合 ⇒ 25.0％

**（成果目標５）障害児支援の提供体制の整備等**

**【児童発達支援センターの運営支援及び保育所等との連携強化を図り利用の促進】**

１　児童発達支援センターの運営支援

２　認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用を促進

**【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所】**

１　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備 ⇒ ９箇所（うち新規１）

２　主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備 ⇒ ８箇所（うち新規１）

３　生活介護事業所における重症心身障害児者の新たな受入れ定員数の確保 ⇒ 27人

**【関係機関が連携を図るための協議の場及びコーディネーターの配置】**

１　医療的ケア児等支援地域協議会等の協議の場の開催回数 ⇒ ２回/年

２　医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数 ⇒ ３名

**【障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置】**

１　移行調整に係る協議の場を設置

**（成果目標６）相談支援体制の充実・強化等**

１　基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーステーションにおける地域の相談支援事業者に対する専門的な助言、情報提供の件数 ⇒ 220件/年

**（成果目標７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

１　障害福祉サービス事業所等に対する実地指導 ⇒ 200事業所/年

２　障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数 ⇒ １回/年

３　県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加 ⇒ 38人/年

QR コード

自動的に生成された説明QR コード

自動的に生成された説明

共にささえあい生きる社会  
さがみはら障害者プラン  
ホームページ

【本件に関するお問合せ先】

相模原市　健康福祉局　地域包括ケア推進部　地域包括ケア推進課

電話：０４２-７６９-９２２２　　ファクス：０４２-７５９-４３９５

E-mail：houkatsucare@city.sagamihara.kanagawa.jp

４

**【計画の概要】**

第２期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランの概要

# １　計画策定の趣旨

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく「第４期相模原市障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく「第７期相模原市障害福祉計画」及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく「第３期相模原市障害児福祉計画」(以下「本プラン」といいます。)を一体的に策定します。

# ２　計画の期間

「第４期相模原市障害者計画」は令和６年度から令和11年度までの６年間とし、「第７期相模原市障害福祉計画」及び「第３期相模原市障害児福祉計画」は、国の基本指針に即して、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

**【障害福祉を取り巻く現状と課題】**

≪総人口と障害のある人の将来推計≫



障害のある人の数は、身体障害者を除いて増加傾向となっており、総人口に対する割合は、令和５年現在6.0％（43,423人）であり、令和11年には、6.5％（47,529人）まで増加すると推計します。

現状・課題を踏まえ、

次ページ以降の

施策を展開します。

《 課題 》≫

QR コード

自動的に生成された説明

１

●障害に対する理解促進が求められている。

●重度の障害のある人の地域生活の支援が必要

●障害のある子どもとその家族に対する切れ目のない支援が必要

●障害のある人の総合的な就労支援が必要

●障害のある人の社会参加、生きがいづくりが重要



**【計画の基本的な考え方と施策の展開】**

**基本目標３：ライフステージに応じた児童への支援体制の充実**

ライフステージに応じて、福祉、保健、医療、保育、教育、雇用などの関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施策の方向性 | 主な取組 |
| １ | 乳幼児期における保育・ 教育の充実 | 認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施／支援保育事業の実施 |
| ２ | 学齢期における支援の充実 | 通常の学級における支援の充実／特別支援学級における支援の充実／通級指導教室による支援 |

基本

理念

**「共にささえあい 生きる社会」の実現**

○「共にささえあい　生きる社会」の実現を基本理念とし、市民と一体となって、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

**【重点的な取組事項】**

**（１）障害等に関する理解促進**

・広く市民に対して、障害等に関する理解促進

**（２）重度の障害のある人の地域生活支援の充実**

・障害特性等に応じた支援の充実

・本人の意思を尊重した支援が提供できる

ような取組の推進

・地域における相談支援体制の充実強化

**（３）福祉人材の確保とサービスの質の向上**

・福祉サービス事業所等における福祉人材の

確保、定着

・研修等を通じた人材の育成

**（４）障害のある児童への一貫した支援**

・関係機関の連携による、切れ目のない支援の実施に向けた取組の推進

・医療的ケア児等に対する支援体制の充実

**（５）障害のある人の就労環境の充実**

・一般就労に向けた取組の推進

・就労継続支援等の利用者の工賃の向上

**（６）包括的な支援体制の整備**

・「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりへの支援」を一体的に実施し、地域の課題解決力の向上を図り、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりの推進

**（７）障害者施策の持続可能性等の確保**

・共生社会の実現に向けた取組を将来にわたって取り組んでいくための施策の持続可能性の確保

・上記(１)から(６)までの取組などの福祉の

基盤整備のための施策の推進

**基本目標１：障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持**

障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害に対する理解を深めるとともに、社会のあらゆる場面においての障害を理由とした差別の解消を目指します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施策の方向性 | 主な取組 |
| １ | 障害等に関する理解促進 | 障害者週間でのイベント等の開催／障害等に関するマーク（ヘルプマーク等）の周知啓発／パラスポーツ体験などを通じた交流活動などの推進 |
| ２ | 権利擁護の推進 | 成年後見制度の理解促進／障害者差別解消法に関する普及啓発 |
| ３ | 障害者団体などの地域での活動の支援 | 障害者団体等への活動支援／ボランティア活動の支援 |

**基本目標４：障害のある人の就労環境の充実**

障害のある人がその適性に応じて能力を発揮できるよう、雇用・就業、経済的な自立の支援に向けて、総合的な就労支援、経済的自立の支援を進めるともに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合わせの下、地域での質の高い自立した生活の実現を目指します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施策の方向性 | 主な取組 |
| １ | 就労の支援 | 職業相談などの充実／職場定着などの支援／企業などへの理解促進／就労環境の整備などへの支援 |
| ２ | 就労の機会の確保 | 福祉的就労の場の充実／重度の障害のある人などの雇用の促進 |
| ３ | 職業訓練及び  リハビリテーションの充実 | 就労のための訓練の充実／職場適応のための訓練の充実 |

**基本目標２：地域生活支援の充実**

自らの望む暮らしの実現に向けて、必要なときに必要な場所で、適切な支援が受けられるよう、身近な地域での相談支援、地域生活移行の支援などを進め、安全に暮らせる地域社会の実現を目指します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施策の方向性 | 主な取組 |
| １ | 相談体制の充実 | 何でも気軽に相談できる相談体制の充実／新たな障害者相談支援キーステーションの設置 |
| ２ | 福祉サービス基盤の充実 | 在宅福祉サービスなどの充実／一時預かりの充実／放課後対策の充実 |
| ３ | 保健・医療サービスの  充実 | 医療費の助成等の実施／多様なニーズに対応する医療サービスの充実 |
| ４ | 福祉人材の確保・定着・育成 | 多様な人材確保に向けた就業促進／福祉従事者を対象とした研修の実施 |
| ５ | 精神保健福祉施策の充実 | 精神保健福祉相談の充実／社会参加支援の充実 |
| ６ | 療育体制の整備 | 乳幼児健康診査や育児相談の実施／専門性のある相談体制の整備／保護者の支援 |
| ７ | バリアフリーの  まちづくり | 障害のある人が利用できるトイレ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックなどの整備 |
| ８ | 住まいづくり | 障害のある人や高齢者に配慮した街づくり／住宅設備改善費の助成 |
| ９ | 防犯・防災対策の推進 | 災害時要援護者の把握／情報通信システムの充実 |

**基本目標５：障害のある人の社会参加、いきがいづくりの推進**

障害のある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、意思疎通を図るための支援を進めるとともに、地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備と必要な支援を目指します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施策の方向性 | 主な取組 |
| １ | スポーツ・レクリエーションの支援 | スポーツ・レクリエーションの環境づくり／スポーツ・レクリエーション団体などへの支援 |
| ２ | 文化活動への支援 | 障害のある人が参加しやすい事業の検討／障害のある人の作品展などの開催支援 |
| ３ | 生涯学習機会の充実 | 公民館等における各種講座・教室の開催／点字・録音図書、視聴覚資料などの情報提供の充実 |

QR コード

自動的に生成された説明

QR コード

自動的に生成された説明

３

２